



フレックスタイム制の勤務形態について

前回の進路通信では、正社員の勤務について、法律で決められた勤務時間の上限と、現在は主流の勤務形態となっている「固定労働制」と「変形労働制」について説明しました。

先日、「フレックスタイム制の求人はありますか?」と質問を受けましたので、今号では、来年度採用の高卒新卒求人のうち、フレックスタイム制を導入している県内求人についてまとめました。群馬県内では、該当の求人は全部で13件ありました。

フレックスタイム制を簡単に説明すると、一定期間内の労働時間さえ守れば、1日単位での労働時間や勤務時間は自分で決められる、という働き方です。まだまだ主流とはいえませんが、制度を採用している企業や職種も実際にあります。

概要は下表のとおりです。



「令和7年度入社の高卒新卒求人」として求人があった業種と職種

産業	職種	勤務時間など
眼鏡小売業	眼鏡等の販売	フレキシブルタイム 9:00~20:00 コアタイムなし
自動車小売業	サービスエンジニア(通学生)	フレキシブルタイム 9:00~21:00 コアタイムなし
ゴム製品製造業	製造職(実験・試験補助)	希望によりフレックスタイムも可
医薬品製造業	医薬品の製造	状況によりシフト勤務,4勤2休制または フレックスタイム制の勤務
産業機械器具卸売業	空調自動制御設備 施工管理・保守・営業	フレキシブルタイム 7:00~19:30 コアタイム 11:00~14:00
化学製品卸売業	事務職(営業アシスタント) 配送(ルート配送)	5日間で週40時間勤務 コアタイム 11:00~15:00
電気業	技術職(電気)、技術職(機械) 技術職(土木)、事務職	フレキシブルタイム 6:00~21:00 コアタイム 11:00~13:00
住宅設備取付業	施工管理職、 システムバスなどの取付スタッフ	フレキシブルタイム 7:00~22:00 コアタイムなし
食料・飲料卸売業	自動販売機の補充・ルート配送	フレキシブルタイム 8:00~21:00

フレックスタイム制とは

○3カ月以内の一定の期間の総労働時間が決められているので、その総労働時間の範囲で日々の始業時刻と終業時刻、労働時間を社員が自分で決める。

○就業時間は「9時~18時」のように一律でなく、「10時~19時」「9時~15時」のように個々の社員が始業時刻と終業時刻、労働時間を自分の都合に合わせて決められる。

○「コアタイム」が設けられている場合は、その時間は必ず勤務していなければならない。

例えば、「昼12時~16時」がコアタイムとして設定されている場合は、13時に出勤すると遅刻になる。

○残業は1日単位で計算せず、3カ月以内の清算期間で計算する。この期間に法定総労働時間より多く働いた分を残業時間とし、残業代は清算期間を終えた時点での残業時間に基づいて算出する。

0:00

24:00



フレキシブルタイム



コアタイム



休憩



コアタイム



フレキシブルタイム

いつ出勤しても良い

……………必ず勤務しなければならない……………

いつ退勤しても良い